

令和3年余市町議会第2回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 2時36分

○招 集 年 月 日

令和3年6月21日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和3年6月21日（月曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 1番 野呂 栄二
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 10番 彫谷 吉英
" 11番 茅根 英昭
" 12番 近藤 徹哉
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 2番 吉田 豊

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 北 島 貴 光
財 政 課 長 高 橋 伸 明
民 生 部 長 上 村 友 成
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 中 島 豊
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 奈 良 論
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 中 村 利 美
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

○事務局職員出席者

事 務 局 長 羽 生 満 広
主 任 細 川 雄 哉
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 4 議案第 1 号 令和 3 年度余市町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 2 号 令和 3 年度余市町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和 3 年余市町議会第 2 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、吉田議員は通院のため遅刻の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 5 件、報告 5 件、他に一般質問と議長の諸般報告です。

○議長（中井寿夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 6 番、庄議員、議席番号 8 番、白川議員、議席番号 9 番、寺田議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8 番（白川栄美子君） 令和 3 年余市町議会第 2 回定例会開催に当たり、6 月 18 日午前 10 時より

委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 5 件、報告 5 件、一般質問は 8 名によります 10 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より 6 月 23 日までの 3 日間と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、報告第 1 号 専決処分の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 1 号 令和 3 年度余市町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、議案第 2 号 令和 3 年度余市町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 6、一般質問は、8 名による 10 件です。

日程第 7、議案第 3 号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 8、議案第 4 号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 9、議案第 5 号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 10、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、即決にてご審議いた

くことに決しました。

日程第11、報告第3号 株式会社北後志第一清掃公社の第44期（令和2年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、報告第4号 株式会社余市振興公社の第30期（令和2年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、報告第5号 株式会社まほろば宅地管理公社の第10期（令和2年度）経営状況の報告についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

また、今期定例会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から23日までの3日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から23日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、後志町村議会議長会臨時総会が書面により開催され、令和2年度の事業報告並びに歳入歳出決算認定についてそれぞれ承認をし、終了いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思えます。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、報告第1号 専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（篠原道憲君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは本年5月に本町が管理する道路上に発生いたしました穴による自動車のタイヤホイール損傷事故に関わる損害賠償の和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本件につきましては、令和3年5月7日に余市郡余市町山田町674番地13地先の町道旧道道然別余市線におきまして道路上の穴により車両の助手席側前輪のタイヤホイールが損傷する事故が発生したものでございます。本年は春先の寒暖の差が大きかったことから、全町的に道路舗装面のひび割れが発生し、町といたしましてもパトロール

を強化し、適宜補修に努めてまいりましたが、5月上旬の降雨により路面から雨水が浸透し、そこを通過する車両の重みにより路面の一部が崩れ、道路上に穴が発生する要因となったところであります。

事故発生後の経過でございますが、道路損傷箇所の補修を早急に実施するとともに、ほかの道路の路面状況の点検を行うなど再発防止に向けた対策を講じたところでございます。その後自動車所有者と示談に向けての交渉を行ってまいりましたが、このたび一定の合意に至りましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償額について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げる次第でございます。

なお、今後におきましては町道の適正管理により一層努めてまいるところでございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年6月1日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・
・・、氏名、・・・・・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、7,816円を支払うものとする。

3、事故の概要、(1)、事故の発生年月日、令和3年5月7日。(2)、事故の発生場所、余市郡余市町山田町674番地13地先。(3)、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第3号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和2年度の歳入歳出確定に伴い、令和3年度への繰越金が2億8,001万9,027円と確定したことから、法令に基づく財政調整基金への積立金と国の令和2年度補正予算（第3号）において増額となりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第三次分として実施を計画しております各種事業の中で早期に実施が必要な事業の補正計上、さらに高齢者分に係る新型コロナウイルスワクチン接種の前倒し実施に向けた関連経費の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金の補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、周産期医療支援事業に係る本町負担額の補正計上を行ったものであります。

農林水産業費におきましては、申請件数の増加に伴う有害鳥獣被害防止対策支援事業補助金の補正計上を行ったものであります。

教育費におきましては、国庫補助事業の採択を受けて実施する旧福原漁場防災設備改修事業、アイヌ文化関連施設サイン整備事業に係る関連経費の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源につきましては繰

越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額3億7,384万8,000円を既定予算に追加した予算総額は96億958万7,000円と相なった次第であります。

なお、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度余市町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,384万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億958万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額1億8,415万2,000円、24節積立金1億8,415万2,000円につきましては、決算剰余金のうち法令に基づく財政調整基金積立金1億5,000万円、寄附による教育施設建設整備基金積立金140万円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金3,275万2,000円の計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額1億3,603万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業と子育て世帯生活支援特別給付金事業の補正計上でございます。内訳といたしまして、1節報酬84万9,000円、3節職員手当130万9,000円、4節共済費14万4,000円、8節旅費1万2,000円につきましては、事業実施に係る会計年度任用職員報酬ほか人

件費の計上でございます。10節需用費258万4,000円につきましては、公共施設の感染防止対策消耗品等の計上でございます。11節役務費14万1,000円につきましては、事務費の計上でございます。12節委託料1億573万円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付システム導入委託料215万6,000円、プレミアム付商品券業務取扱委託料5,800万円、家賃・地代支援事業委託料20万円、道路現況図等システム導入委託料1,970万円、都市計画等支援システム導入委託料2,567万4,000円の計上でございます。17節備品購入費388万8,000円につきましては、備品購入費の計上でございます。18節負担金補助及び交付金2,137万8,000円につきましては、北後志消防組合負担金287万8,000円、家賃・地代支援事業助成金600万円、子育て生活支援特別給付金1,250万円の計上でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額332万2,000円、18節負担金補助及び交付金332万2,000円につきましては、周産期医療支援事業負担金の補正計上でございます。

3目予防費、補正額2,010万9,000円につきましては、休日における新型コロナワクチン接種に係る経費の補正計上でございます。内訳でございますが、3節職員手当200万円、10節需用費20万円、11節役務費82万3,000円、12節委託料1,563万6,000円、13節使用料及び賃借料45万円、17節備品購入費100万円の計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額35万円、18節負担金補助及び交付金35万円につきましては、有害鳥獣被害防止対策支援事業補助金の追加計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額2,988万円につきましては、旧余市福原漁場防災設備改修事業に係る事業費として、8節旅費29万円、10節需用費10万3,000円、11節役務費7,000円、12節委託料のうち工事に係る管理委託料

302万5,000円、14節工事請負費1,991万円の計上とアイヌ文化関連施設サイン整備事業委託料654万5,000円の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億2,564万3,000円、1節総務費国庫補助金1億2,564万3,000円につきましては、アイヌ政策推進交付金523万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,040万7,000円の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額1,562万8,000円、2節児童福祉費国庫補助金1,562万8,000円につきましては、歳出における子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費補助金1,250万円、事務費補助金312万8,000円の補正計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額2,010万9,000円、1節保健衛生費国庫補助金2,010万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額1,166万6,000円、2節社会教育費国庫補助金1,166万6,000円につきましては、国宝重要文化財等防災設備整備費補助金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額3,475万2,000円、1節総務費寄附金3,475万2,000円につきましては、1,293件の余市町ふるさと応援寄附金3,275万2,000円と1件の余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金200万円でございます。

3目教育費寄附金、補正額140万円、1節教育費寄附金140万円につきましては、特定非営利活動法人余市水泳協会様からの教育施設整備寄附金でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基

金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額165万円の減、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金165万円の減につきましては、余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金との財源組替えに伴う減額補正でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億6,630万円、1節繰越金1億6,630万円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

以上、議案第1号の提案説明につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

議事の取扱い上、議員協議会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、近藤議員は所用のため退席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

ただいま議題となっております議案第1号に関わって理事者側から発言の機会を求められておりますので、これを許可します。

○財政課長（高橋伸明君） 議案第1号の議案につきまして提出月日の提出の文字が欠落しておりましたので、訂正させていただきたく、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。ご審議に当たり大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、深くおわび申し上げます。

○議長（中井寿夫君） ただいま説明のありましたとおり、議案第1号の訂正についてご了承願います。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 1つだけ確認させていただきます。

3ページのプレミアム付商品券のことだったのですけれども、年度またぎになっていて、今回委託料という形で正式に上がってきたので、近々やるのだなということは分かるのですけれども、いつ頃からこれ始めようというふうに考えているか、スケジュールだけ伺いたいと思います。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員のプレミアム付商品券に関するご質問にご答弁申し上げたいと存じますけれども、今現在想定しておりますのは10月1日からの売出し、そして来年1月31日をもって使用終了、そういった形でのスケジュール、今検討進めております。

○14番（大物 翔君） 去年もそんな感じのスケジュールだったかなと思うのですけれども、あえてそこに合わせる理由は何だったのかなど。去年はコロナが起きて、いろいろ起きていく中でその時期だったというのは理解できるのですけれども、これは夏の繁忙期を避けて、閑散期でこ入れということでこの時期に設定したのか、あるいは何らか別の事情があって、この時期が妥当であるという想定になったのか、その辺りはどうだったのでしょうか。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員の再度のご質問でございますが、時期の決定の考え方、今現在検討中ではございますけれども、議員ご指摘の部分も若干考慮に入れた部分はございますけれども、まずは今現在、昨日で蔓延防止等重点措置に変わりましたが、緊急事態宣言下の中ではまずは人流の抑制という部分がございますので、そういったことも考え合わせながら時期につきましては10月1日、そして短期間で集中して使っていただくということがまたこのプレミアム付商品券の目的でございますので、そういった中で10月から来年の1月までという時期を設定したものでございます。

○16番（山本正行君） 補正予算の6款3目農業振興費の関係であります。まず最初に、この補正された金額35万円、もともとの予算があると思いますが、結果としてトータル金額がどのくらいになっているのか。それと併せて、先ほどの課長からの説明の中に補助対象の件数が増えてきていると。町長の説明の中にもあったのですが、件数が増えてきているということでもありますので、今現在どのくらいの件数になっているのか、それも併せてお聞きをしたいというふうに思います。

○農林水産課長（奈良 論君） 16番、山本議員からのご質問にご答弁させていただきます。

当初予算は25万円となっております。今回の補正を合わせまして60万円ということになってございます。この事業につきましては、平成25年度より実施してございますが、直近3か月におきましてだんだん電気柵等の需要と効果が農家の方々にも認められてきている部分もありまして、本年度につきましては17件、2年度につきましては7件、元年度につきましては8件というところになってございます。本年度につきましては、全体の事業の中で233万円ほどの事業費となっておりますのでございます。これにつきまして、この鳥獣害防止のほうに力を入れて取り組みたいということでの補正でございます。

○16番（山本正行君） この問題につきましては、第1回定例会において私のほうからも余市町内におけるエゾシカやアライグマ、カラス、ヒグマなどの被害状況踏まえていろいろと説明をさせていただいて、町長からも答弁をいただいております。今回あえて私がこの部分を聞くのはなぜかといいますと、追加していただくことは農家にとっては非常にいいと思います。ただ、今年の件数が今課長の答弁では17件、件数上がっているということでもあります。17件ということは、今現在私補助金の交付要綱を手元に持ちながらちょっと質問しますが、仮に電気柵の要望が17件あったとした

場合どうなるのだろうというふうに考えたとき、電気柵については限度額を補助金は5万円までというふうになっています。そうしますと、17件に5万円を掛けると85万円か、そういう金額になります。今当初予算に合わせて60万円でありますので、多分内容としては電気柵以外の箱わなへの補助金等も含めたトータル件数が17件と思いますが、6月の末現在でこれだけの件数が今出ているので、農家のほうから出ている希望としては、補助金要綱では限度額5万円になっているけれども、予算の枠の中で割り振りをするので、件数が増えたら5万円が3万円になる場合もあると。2万円になることもありますよということを聞いております。そんなことで、これに関しては、今後も続くのですが、余市町におけるエゾシカの被害状況やアライグマの被害状況、さらにはヒグマについては被害状況のほかに侵入を防止するという意味では自分の体を守る安全の対策にもなってくると。そういうことを考えますと、極めて重要な補助金制度でありますので、より一層この制度が拡充するような、そういう考え方はないのか再度お聞きしたいと思います。

○農林水産課長（奈良 論君） 16番、山本議員の再度のご質問にご答弁させていただきます。

今年度の件数が例年に比べて10件程度増えてきているということで、昨今も非常に鹿の被害、ヒグマの目撃情報等々が寄せられております。担当課といたしましては、ある程度期間を持って重点的に数年間でも取組を強化していきたいというような考えを持ってございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○16番（山本正行君） 被害が増えていると。そして、農家の人方は自己防衛として、狩猟免許持っている方は自分で駆除をしたりして対策をしておりますが、ほとんどの方は狩猟免許を持たない農家であります。その方々がいかにして野生鳥獣の被害から農作物を守るかと、命を守るかという

ふうにかえたときに極めてこの補助制度は大事な制度であります。他町村の状態を見てもまだまだ条件のいい町村の中にはありますので、他町村の状況なども踏まえて、ぜひとも内容の充実を図っていただくということを再度申し上げて、要望として終わりたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和3年度余市町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和3年度への繰越金が確定したことから、介護保険特別会計の今後の財政需要などに対応するため、介護給付費準備基金への積立てを行うものでございます。

なお、歳入につきましては、繰越金に財源を求め、歳入歳出予算の均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億762万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月21日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額5,650万円、24節積立金5,650万円につきましては、繰越金のうち支出が見込まれる国庫支出金及び道支出金等の返還金などを差し引いた残額を介護給付費準備基金に積立てを行うものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5,650万円、1節繰越金5,650万円につきましては、基金積立金に要する財源の追加計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和3年第2回定例会に当たり、さきに通告しました質問1件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

中通り2号線の拡幅工事に合わせた登川線の一部着工の必要性について伺います。昨年2月、長年の悲願であった中通り2号線が道道へ昇格し、今年引渡しのための台帳作成に向けた作業が行われています。この道路は、後志自動車道関連で増加する自動車や登街道の渋滞緩和に寄与し、また地域の主要な生活道路並びに通学路でもあるため、今後の歩道設置や拡幅が大いに期待される所です。同時に、この拡幅工事の着工に併せる形で登川線の未着手箇所、特ににれの木通り、中通り2号線間を都市計画街路として部分着工を行うべきです。なぜなら、この道路の着工が地域の交通の安全や利便性の向上のみならず、新しく移転建設が進められようとしている道の駅の成否を握る戦略的な手段になると考えるからです。本来登川線の計画は線路を挟んで分断されている東部地域の経済圏の統合や現在のいびつな地域の道路網を大規模に改善し、町内移動の大動脈となることが期待されている道路計画です。すなわち、都市計画どおり全線着工を行うことが最も望ましいと考えます。しかしながら、それを一挙にかなえることが困難であることも同時に認識しています。そこで、にれの木通り、中通り2号線の区間だけでも一部着工すべきであります。新しい道の駅に関する作業が進み、最近所管常任委員会に調査報告書も提出されたと聞きます。また、報告書に記載された地点の付近には大型資材販売店の建設が行われており、仮に報告書に沿う形で道の駅が移転することになれば、登街道を中心とした地域全体の交通量が今まで以上に増大傾向を示すのは明白であり、今後農道離着陸場付近に後志道の

出入口が設置され、供用が開始されることを考えれば、既存の道路網では対応しきれないでしょう。かねてより申し上げている地域居住者と都市間移動者の動線のすみ分けがいよいよ必須事項となってきたのです。中通り2号線が道道昇格を果たした今だからこそ拡幅工事に併せた登川線の未着手部分の一部着工へ向けた具体化を進めていかなくてはならないのです。

最後に、この質問を行うに当たっても住みよいまちづくりを行う上でも予測交通量、交通量調査などのデータが科学的な判断を行う上でも不可欠と考えます。以上を踏まえ、以下伺います。

1つ、現状の登街道の交通量と今後の登街道の交通量予測はどう見積もられているのか。大型資材販売店が開業した場合、道の駅が報告書に記載の場所に移転した場合、農道離着陸場付近に新たな高速道路の出入口が設置された場合、それぞれについて伺いたい。

2つ、中通り2号線が道道昇格し、早期の拡幅工事が期待されるが、これに併せる形で登川線の都市計画を一部採択し、にれの木通り、中通り2号線間の一部着工を行うべきと考えるが、見解を伺いたい。

3つ、登川線の計画決定時、全線開通した際の費用総額がどの程度と見積もられていたのか。現在の未着手部分の費用は、どの程度と見積もられていたのか。アンダーパス、にれの木通りまでの区間とにれの木通り、中通り2号線までの区間の想定費用はどの程度と見込まれていたのか。改めて現在の物価に換算した場合、どの程度に上ると見積もられているのか伺いたい。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

1点目の道道登停車場線における現状の交通量と大型資材販売店が開業した場合、道の駅が報告書に記載の場所に移転した場合、農道離着陸場付近に新たな高速出入口が設置された場合の今後の

交通量予測に関する質問ですが、道道登余市停車場線の交通量につきましては、平成27年度に国土交通省道路局が行った交通量調査において黒川町15丁目付近の24時間自動車交通量が6,063台となっておりますが、質問のそれぞれの地域における将来の交通量推計については公表されたものではありません。

2点目の登川線のにれの木通り、中通り2号線間の道路整備についての考え方ですが、黒川町中通り2号線が道道昇格路線としてその整備が計画されているところでありますことから、当該路線の道道昇格の進捗と整合を図りつつ、今後の交通動向に注視しながら関係機関とも協議してまいります。

3点目の登川線の道路整備の事業化に要するに費用に関する質問ですが、登川線の都市計画決定時における算出はしておりません。また、未着手部分の試算につきましては、地形や土質状況の調査や設計等の諸条件によって費用総額も変わってくることから、現時点で見積りは行っておりません。

○14番（大物 翔君） 1つ目については分かりました。黒川15丁目の分しか出ていないというのはちょっと残念な部分ですが、仕方ないかと思えます。

3点目の総工費の想定額というのが出ていないというのもそれはそれで仕方がなかろうと。

問題は2番目のではどうしていくのかという話だったのですけれども、確かに幾らかかるかというものは積算はしていないかもしれないけれども、普通に考えればアンダーパス掘って、線路の下をまたぐ部分よりも普通に畑の中を道路通したほうが確実に安く済むだろうというのは認識できるところだと思うのです。整合性図りながら注視していきたいとおっしゃるのは、それは分かるのです、お金のかかることだし。ただ、以前道の駅をどこに造ろうかという話の中で3つ案があった

と思うのです。今建っている場所にするのか、都市公園のところにするのか、あるいはこの黒川登のところの造るのかと。ただ、いろいろあった結果、ほかの2案はなくなって、この報告書に記載されている箇所近辺に落ち着かざるを得ないだろうと。いきなり例えば梅川町だとか入舟に新しく計画立てますということにはきっとならないだろうと。とすると、おおむねこの辺で落ち着くだろうと。その前提で考えていくのであれば、今現段階では大型資材の販売店も開業しておりませんし、当然道の駅も移転していません。あるのは高速道路だけです。ただ、その高速道路だけでさえあの状況でございます。去年のシルバーウィークだとか今年のゴールデンウィーク、企画の部門が中心になって警察だとかいろいろなところと協働して、何とか交通量分散させようというふうに実証実験やっていたらと思うのです。ある程度は成果があったというふうに先日総務文教常任委員会にもシルバーウィークの分に関しては報告出たのです。ただ、それでも、私もその際に指摘はしましたけれども、今度登街道のほうはある程度緩和できたかもしれないけれども、結局南2線が潰れてしまったよという話をしたと思うのです。細かいことは言いませんけれども、だから結局のところこの高速道路が新しく今ある部分も含めて離着陸場のほうにできるということまで踏まえていけば、インフラが足りないのです、どう考えても。余市町には残念ながら複々線化された4車線道路というのが一本もありません、一般の道路では。さらに、函館本線の内側のほうに商業施設だとか住宅街が立地し始めているものですから、道道けれども、事実上の生活道路だったりという事態がやっぱり起きてしまっている。こうしたことを踏まえていくと、現状のインフラのみでは対応はしきれないだろうと。注視していくというのは分かるのですけれども、では具体的に今後予想される渋滞に対してどういう対策を取っ

ていこうと考えていらっしゃるのか伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、中通り2号線の道道昇格と整合を図りつつ協議していくということでありましたが、登川線については都市計画は決定されてはいるものの、予定されている区域はまだ民有地として、土地の取得もされておりませんし、道路の形状に関してもあれだけ大きな場所が町なかにあるということは今後のインフラ整備といえますか、例えばですけれども、統合中学校造るとか、そういう話になった場合、まとまった土地も必要になってくるから、そういう議論も絡んでくると思いますので、その辺ただ単に道路を真っ直ぐ敷けばいいというものではないというような論点も絡んでいきますので、より詳細な議論が必要かというふうに思っているところです。他方で、ご質問の渋滞の分散に関しては昨年度から中心になって一方通行化するだとか分散させるだとかをやっておりますけれども、その結果も踏まえつつ引き続き効率的に分散させていくということでございます。

○14番（大物 翔君） 新規でインフラを造るというわけにはそうそういかないというのは私も分かっているのです、お金のかかることだし。ただ、一つこの計画は計画として確かにあるのだけれども、ではこの計画がいつ頃決まっていたかという時系列で見ていくと、実はこの道路の必要性というのが浮かび上がってくると思うのです。というのも、この辺の道路でいきますと登川線と、あと協会病院の裏側の旭通、去年私も一般質問しましたけれども、ここというのが平成7年に都市計画決定しているのです。このときには実は望海線、要は高速道路のことが計画決定していないのです。その4年後、平成11年になって望海通線、要は高速道路と農道離着陸場のところから出てくるための八幡線、今水田の沢線となっていますけれ

ども、ここの都市計画決定だけ実はなされているのです。ということは、高速道路を前提にする以前の問題として、この道路が必要であるということ余市町は認めていたということなのです。残念ながらできなかつたけれども、これマスタープランなのですけれども、マスタープランの100ページ目を見ても、この辺の地域の課題として地区の東側に高速道路のインターチェンジができるよと。今後高速道路を利用する観光客等の増加に伴い地区内の通過交通が大幅に増加することが予想されると。現在地区内の道路は未整備の区間も多いため、道路整備による通過交通対策や地区内の生活動線の確保が求められていると。また、余市町内においても人口増加傾向にある地区であるため、新たな居住機能の提供と併せて生活利便性を高めるための様々な機能導入が求められているのだと。また、101ページ目のほうで、では道路の種別はどうするのだということもちゃんと書かれてまして、ちょっと読みますけれども、国道5号線というのは主要交通軸ですよと。登街道も同様に要は主要交通軸だというふうに定義づけているのです。では、登川線はどうなっているかという、登川線については東西の軸として地区内の円滑な動線を担う路線とするというふうになっているのです。旭通というのは、南北のほうを支えるために同じ文言で書かれております。本当だったらこの路線はアンダーパスのところまで含めて全部やるべきだと思うのだけれども、そういうわけにいかない部分もあるので、かといって何もなくて余市町ではないどこかが手がけてくれといってもそうはならない。だからこそまずアンダーパス通すよりも、橋架けるよりもお金がかからないと見込まれるこの地域を通してあげる必要があると、にれの木と中通り線のところ。この辺というのは、恐らく1種農地はないのではないかなと思うのです。担当課いないから、あれですけれども、もともと都市計画の区域内なものです

から、大体3種農地だと思うのです。とすれば、手続上はまだ通そうと思えば通しやすいと。もちろん地権者はいますけれども。ただ、計画決定をした段階で既に住民説明会はしているはずなので。代替わりしている可能性はあるけれども。だから、お金以外の部分での条件というのは割と実は整ってきているのではないかなと。にれの木と信金の横の、今回本件には併せてのせていませんけれども、この部分というものは恐らく期成会をつくって全町的にやらなければいけないと思っているのです、私。東西の経済圏を本気で統合しようと思ったら必要だろうと。ただ、いきなりそこにはいけない。だから、まずはこの区間を先にやらなければいけないということなのです。どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

必要性は別に否定しているわけではなくて、私もこれ必要だと思っていますし、できるものならやりたいと思っていますけれども、もちろん財源の話もありますし、ただ単に真っすぐ道路敷けばいいというものでもなくて、土地の取得もあるし、今後のインフラ整備の総合的な検討も必要だから、そう簡単にはできないものではないですよというのが私の見解ではあります。

○14番（大物 翔君） そう簡単な問題ではなかなかないのです。ただ、そうなのだけれども、一方で道の駅のお引越しの話が進み始めている部分もあると。予算の都合もあるから、そう簡単にはいかないのは分かっているのですけれども、もしこの問題が解決できないのであれば、道の駅の移転を先延ばしする必要が出てきていると思うのです。そのぐらい重要な道路なのです、ここは。逆にこの道路があるとどんないいことがあるかと考えると、本当は信金の横まで行ってほしいのだけれども、そうはいかないだろうから、結局今交通状態を緩和しながら、動線を確保しながらと考える

ていったときに道路建設以外で取り得る手段はあるだろうか考えると、まずにれの木と登街道のところの交差点の矢印信号化、もしくは歩車分離信号、スクランブル交差点化が必要だろうと。近隣にも幾つか恐らく信号機の設置が必要になると。ただ、これをもってしても車の絶対量は減るわけではないので、難しいだろうと。では、南2線がその代わりにならないかなとも考えたのです。ならないのですけれども。まず、道幅が狭い、冬になったら1車線しか道路がなくなってしまうと。タクシーの運転手さんが通れないとすごく困っているぐらいなのです。地元の人でも大変怒っていると。だから、高速道路の出口の供用開始に併せて余市全体の除雪の体系も見直しが必要だと思っているぐらいなのです。これ本件から外れるから、今日はやりませんが、そうやっているいろいろな可能性を考えていくと、でも道の駅はやらなければいけない、町民の要望が強いというのはかねがね町長もおっしゃっていますし、そのとおりだと思うのです。ただ、それをやるのだったら、例えば学校の統廃合だとか、そういう事態がなかったとしても、ここに住宅が一軒も建たなかったとしても、それでもこの道路が必要なのです。それでもここを通さなければいけないのです。よくこういう質問をすると道路問題というのは線ではなくて面で考えなければいけないのだよというふうに私もよく諭されるのだけれども、この辺一帯の交通状況考えたらこれがないとこの地域一帯の移動機能というのが麻痺してしまうだろうと。この道路があると実は登川線をずっと通ってまほろばに一回入ってしまうのですけれども、登街道に並行する形で走れるものですから、にれの木からになりますけれども、すると何本か道の駅の目の前、予定地になりそうな場所のすぐ近くに抜けてこれる道路が何本も確保できるのです。つまり高速道路を使ったり、国道を歩いてきて遠くから来てくださる方は残念ながら登街道と国道を

使うしかないと思うのです、あと高速道路と。それはそれで仕方ないと。では、この人たちが行き交うばかりに地元が迷惑するわけにいかないから、地元の人が通れる道路としてこれを持ってあげる必要があるのだと。そして、この機能の整備がもしできないのだとすれば、残念ながらこの地域一帯はとんでもないことになるぞと。そう考えたときに無理は分かっているけれども、絶対にここはやらなければいけない。冬になっても1車線道路になる心配がない。しかも、登街道よりも大きい道路ですから、計画上は、20メートル道路ですから。そういう幹線道路が必要なのだと。そのための具体化が必要なわけだけれども、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど私も申し上げていますが、別に必要性は否定していないわけであると。私も必要だと思っているわけです。他方で、様々な関係機関ですとか状況見極めつつやらなければいけないというのが私の答弁の趣旨、繰り返しますけれども、必要性はもちろん分かっている、私もやりたいけれども、様々な条件見ながら検討するという、そういうことなのですが、いずれにせよ様々な優先課題がある中で財源の確保というのがもちろん論点の一つとしては上がってくるわけです。ですから、様々な手法で財源を集めるということやっているわけなのですけれども、そのような中で財源の問題ですとか関係機関との協議ですとか道道昇格の進捗とかも見ながら検討するというか、協議していくというのが私の答弁であります。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号16番、山本議員の発言を許します。

○16番（山本正行君） 令和3年余市町議会第2回定例会において、さきに通告した一般質問3件です。町長には答弁のほどよろしくお願いします。

1、人事評価制度について。人事評価制度については、職員が職務遂行過程で発揮した能力、業績等を適切に把握し、職員の人材育成に役立てるとともに、昇任、配置転換等の人事管理に活用するため毎年実施されていると思います。以下、伺います。

1、人事評価制度においては職員との面談及び各評価事項における最終評価の説明が適切に行われるよう求められていると思いますが、具体的に実施状況はどのようになっているか伺います。

2、本町でも平成28年度から人事評価制度が導入され、令和元年度からその評価結果を昇給や給与に反映されていると思いますが、制度導入から一定期間が経過し、一定の実績や傾向などが見えてきていると思います。令和2年度の人事評価結果に係る各評価区分の割合と人数等に関わる実績について伺います。

3、国においても人事評価結果の活用状況調査結果の概要が毎年示されていると思いますが、町としての課題及びその考えられる理由、そして検証を踏まえ、今後の運用についてどのように考えているか伺います。

大きな2つ目、職員のメンタルヘルスケアについて。近年の住民ニーズの多様化と行財政改革の推進により職員一人一人に求められる役割や責任がより一層高まる中、地方公務員のメンタルヘルスの問題は全国的に深刻な問題であり、本町にとっても深刻な問題の一つであると思います。以下、伺います。

1、メンタルヘルス不調者が発生することによる本人のケアはもちろんのこと、周囲の職員への負担増大にもつながることから、不調が疑われる職員の早期発見に向けた初期対応やストレスチェック後における適切なケアが重要になってくると考えますが、メンタルヘルス不調者への初期対応についてどのような取組が行われているか、また町職員の過去3年間におけるメンタルヘルス不調を理由とする長期病気休暇の取得状況について伺います。

3点目であります。余市町独自の事業者支援金の創設について。新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言により飲食店等に対する営業時間及び酒類提供時間の短縮要請、さらには外出自粛要請などにより経済的に大きな影響が及んでいることから、国及び北海道の支援制度の対象外となる事業者にも一定の基準により支援を受けられるよう町独自の支援制度を創設する考えについて伺います。

以上、3点です。よろしく答弁のほどお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁します。

1件目の人事評価制度についての1点目、人事評価の具体的な実施状況の質問ですが、人事評価につきましても年度当初に所属長が組織目標を設定し、それに基づきおのおのが目標を設定後、一次評価者との期首面談を経て個人目標を確定しています。10月に一次評価者と中間面談を実施し、目標の進捗状況等の確認を行い、状況によっては目標の変更を行い、2月中に期末の自己評価を実施後、一次評価者と最終面談を行い、到達状況の振り返りをした上で一次評価を確定し、その後二次評価者による評価を実施し、最終的に人事評価連絡調整会議を経て評価を確定している状況です。

2点目の令和2年度の人事評価結果に係る各評

価区分の割合と人数に係る実績についてですが、人数においては個人の特定につながりかねないので、割合だけ申し上げますと、S、極めて良好、ゼロ%、A、特に良好、2.3%、B、良好、90.8%、C、やや良好でない、3.2%、D、良好でない3.7%という状況です。

3点目の今後の課題と運用についてですが、人事評価につきましては地方公務員法が改正され、平成28年4月から義務化、導入されて5年が経過し、人事評価そのものは一定程度浸透してきており、引き続き組合との意見交換をしながら制度の醸成を図っていきますが、人事評価制度はそのプロセスを通じて組織目標と関係づけて職員の役割を認識させるとともに、職員一人一人の強み、弱みを期首、期末面談を通して把握し、面談の場を通じてその評価内容を示し、具体的なフィードバックを行うことで職員の成長を支援することが結果人事評価に対する納得の向上にもつながるものと考えておりますので、今後も適切な運用と活用を図っていきます。

2件目の職員のメンタルヘルスケアについての質問ですが、メンタルヘルス不調者の初期対応としては、所属において初期段階でのフォローができるよう職員研修を実施するとともに、いつでもメンタルヘルス不調者が相談できるように総務課にメンタルヘルス等の相談員3名を配置し、対応しています。2015年12月からストレスチェック制度が導入され、国が推奨する57項目の質問に基づきストレス程度を評価し、その結果を本人に通知しており、医師の面接指導を必要とする高ストレスの結果となった者については本人の申出により産業医による面接につなげているところです。また、過去3年間のメンタルヘルス不調を理由とする長期休暇の取得状況でございますが、30日以上休暇を取得した者は、暦年でございますが、平成30年で職員全体の3.5%、平成31年で2.5%、令和2年で3.8%という状況です。

3件目の余市町独自の事業者支援金の創設についての質問ですが、緊急事態宣言下において北海道から休業要請等に協力した飲食店等には緊急事態措置協力支援金が支給されるほか、幅広い産業分野の事業者に対し国の月次支援金や北海道の特別支援金といった支援措置が講じられています。本町においてもプレミアム商品券の発行や北海道の支援制度への上乗せ助成のほか、家賃等助成を実施するなど町内経済の循環と事業者支援に努めているところであり、今後の経済状況の動向についても注視をした中で各種施策を進めていきます。

○16番（山本正行君） 細かい内容は今るる説明をいただきました。人事評価制度そのものに対する認識の確認の意味で今回私がこの問題について触れさせていただきました。1から3まで今町長からるる説明がありましたので、細かいところの質問は省略をさせていただいて、基本的な考え方ところで1点だけお話をさせていただこうかなというふうに思っております。

この人事評価制度については、総務省において職員を能力、業績の両面から評価し、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とするということと定義づけられているということとあります。こういうことから考えますと、人事評価制度はあくまでも人事管理の基礎にすぎないものであるというところを総務省自体も認識としては認めているところとあります。そんなことで当然、私も長く労働組合をやっておりますが、任用や給与等の勤務条件、こういうのが変わるような内容になったときは十分組合等とも協議、検討して進めてもらいたいというふうに考えます。

それで、運用に当たっての考え方ですが、この基本は平成28年からスタートしておりますが、十分な労使交渉がまず前提になると思います。さらに、5年たっているという状況踏まえたときにこの5年の状況の中でどのようなことがあったのか

を含めて定期的な検証や、そういうことも必要でないかというふうに思います。実施に当たっては公平、公正性、透明性、客観性、納得性、そして労働組合が協議できるような、そういう場所を確保するなど、そういうことが基本になってくるなというふうに思っております。そんなことで、この人事評価制度については極めて難しい制度になると思いますが、ぜひとも今後もこの基本的な公平、公正性、透明性などを考慮して、職員が生きがいを持って働けるような、そういう環境にしていきたいというふうに思っておりますので、この点について町長から思うことがあれば一言答弁をお願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

スタッフの働きがいとか仕事のやりやすさに関しては、私は使うほうではなくて、私もチームの一員だと思っております。さっき労使交渉という言葉が出ましたけれども、それは資本家と労働者の関係であって、我々公務員ですから、そこはワンチームで、私もスタッフを守りつつ働きやすい環境を整えていくということを書いて常に仕事をしているわけでありまして。ですから、今後も人事評価につきましてはうちの総務部が中心になっていかに働きやすい環境をつくるかについては引き続きスタッフのパフォーマンスを最大限発揮する制度にしていくべく調整していただけたらなというふうに思っています。

○16番（山本正行君） ぜひとも職員皆さんが不利益にならないような、そういう制度の中で進めてもらおうということを要望して、この1件目については終了したいと思います。

2件目のメンタルヘルスの問題であります。これも今町長からる説明があったとおり、現状相談窓口を設けるなど、さらには医師の面談が必要であった場合は医師の面談も受けてもらおうと。長期休暇については若干ですが、去年よりは今年の

ほうが増えているのかなという状況ですが、増加の傾向にあるみたいですが、それでちょっとだけお聞きしますが、まず1つ目としてメンタルヘルスの相談員を総務課に3名置いて、実施をしているようではありますが、このメンタルヘルスに関しての職員の相談、昨年の実績でいいのですが、昨年あったかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

総務課のほうでメンタルヘルス相談員3名ということですが、件数については押さえてはいないので、ここではちょっとお答えできないのかもしれませんが、随時必要に応じて相談ということでございます。

○16番（山本正行君） 今町長から、件数は押さえていないけれども、相談はあるという理解でいいですか。分かりました。そんなことで、利用者はいるといふことであります。

それでは、2つ目のほうに入りますが、ストレスチェック項目57項目、これはいろいろと文献を調べるといろいろなやり方はあるみたいです。余市町においてはこの57項目を採用してやっているみたいですが、当然先ほどの割合からいくと、令和2年度の割合が長期休暇3.8%、約200人の職員で考えますと6名から7名という人数になります。そんなことで、結果として6名から7名の方が長期休暇に陥ってしまったということではありますが、その前段として医師の面談を受けた職員、これが昨年どのくらいいるのかも分かれば。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

人数については、個人情報保護の観点から公表を差し控えたいと思います。

○16番（山本正行君） 分かりました。

それでは、このメンタルヘルスの問題であります。大事なのはやっぱり日常の職員の症状や行

動、日常的に接する職場の同僚や上司、これが一番大事だと思います。そんなことで、ストレスチェックの項目を受けた中での医師に相談する人以外の予備群と言われる方々も当然いると思います。そんなことで、ぜひとも管理職の皆さん、職員の皆さんはそういうメンタルが病んでいるような状況の人がもし見受けられるようであれば、速やかにその対応策をしていただきたいと。本人は思っていなくてもストレスを感じてしまっている場合、そういうこともありますので、ぜひとも役場内部においてそういう、先ほど総務課のほうにも窓口を設けておりますが、職場環境改善に向けてのそういう相談を受けれるようなカウンセリングの窓口やストレスの緩和になるような、そういう対応策、いろいろとあると思いますが、やはり職員が明るく楽しく働いていただくという環境が基本だと思います。私も役場に長くいましたが、さも一步間違うとメンタルヘルスで病を生じた人間が悪いような風潮も私は過去に感じております。病気になった人間が悪いのだと言われるような、そういうことも過去に感じたことがありますので、ぜひとも職員が働きやすい環境を目指すということで、最後にこの点について町長から一言答弁お願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

メンタルヘルスに関しては日本社会全体でも非常にストレス社会というふうに言われており、もちろん職場以外のプライベートの環境もあるでしょうし、様々な要因があるので、一概に職場が原因と断定することはできないと思っています。私もいろいろな場面を見てきてまして、役場の管理職の働きぶりも見ておりますけれども、決して部下にストレスを与えるような働き方をさせているふうには見えませんし、むしろ非常にやりやすいといえますか、相談しやすい環境にあるのではないかと感じており、特段役場が原因で、上司が

原因でメンタルを病むというようなことは私が見ている限りでは見受けられないということであります。とはいえ、実際にこのパーセント、先ほど言いましたが、これが日本全体の割合から高いのか低いのかちょっと調べていないので、分かりませぬけれども、いずれにせよメンタルヘルス問題は今後も注視していきたいと思っておりますが、うちの管理職に関しましては特段問題なく仕事をしているというような認識であります。

○16番（山本正行君） 人事評価制度、それと職員のメンタルヘルス問題、やればまだまだいろいろと課題はあると思いますが、今町長からもあったとおり、働きやすい職場環境という言葉も出ていますので、ぜひとも組合も含めて、相談できる環境も含めてお願い申し上げて、このメンタルヘルスについては終わりたいというふうに思います。

最後になりますが、3件目であります。これも町長からいろいろと詳しく答弁いただきました。これ先ほどの議員協議会の中でも直接は触れておりませんが、あえて国からの交付金の全体額に対して6,000万円近くまだ残っているということを含めて、少しだけ先ほど質問させていただきました。今回、今町長からもあったとおり、この北海道における緊急事態宣言、今日から蔓延防止のほうに移行になっておりますが、この間、緊急事態宣言の間国は、先ほど町長からもあったとおり、月次支援金なるものがまず一つとして公的支援金があります。そして、道においては緊急事態措置協力支援金、そして先般の補正、第1号で出た余市町が独自に行う道の支援金に対する上乘せ支援であります。9,000円から2万5,000円という状況になっています。前回のことも含めてここまではなかなか素早い、迅速な対応をしているなというふうに、極めてそれは支援を受けている酒を扱っている方々も含めて非常に助かっているなというふうに私も思います。ただ、いろいろな人と話をし

ていくと、皆さんも聞いていると思いますが、酒類を扱っている飲食店はいいけれどもと。我々は品物を卸している、野菜なり肉なり魚なりというふう考えたときに卸している業者は対象外だと、簡単に言うと。そういう流れが全国的にあるのではないかということで、私は今回今現在行っている感染防止対策の余市町の支援金の現在の問題のものについてはこれはこれでいいのですが、新たに、これとはまた別に国の支援金と道の支援金、併せて町独自の支援金、これの対象から漏れている方々は、一つの例としては観光客も減ったことによってお土産が売れない小売店、これも考え方としては一つあると思います。もう一つは、観光客が来なくなったので、タクシーの売上げが伸びない、これも関係すると思います。宿泊業もそうなのですが、そういう方々に対する国の融資や細かいのはもしかしたらあるかも分かりません。私はそこまでちょっと調べていませんが、そういうことを含めて町として独自の支援金ができないものか。現実にもう新聞にも出ていましたので、お話をしますが、これがいいか悪いか皆さんのほうで判断してもらえばいいのですが、一つの例として岩内町においてこれをもう既に行っております。1事業者当たり月10万円と。最大で2か月分ということで行っております。だから、詳しい内容は私もそこまで分かりませんが、基本的には考え方として私がお願いしたいのはお酒や飲食店、さらには酒類を扱う店などが国からの支援を受けているのはいいとして、その対象になっていないところ、そういうところに対する支援を考えるとできないのかというのが今回の質問の趣旨です。町長の答弁の中にはそれも含めてプレミアム商品券というのを発行することによって内需が拡大するだろうというのも支援だというふうな、これも分かります。これもいいと思います。ただ、そういうことで困っている業者もいるということを考えてときに新しく創設ができないもの

かということでありますので、再度の答弁よろしくお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

いわゆる酒を提供する飲食店以外のありとあらゆる全ての業者に関しては、先ほど答弁申し上げましたとおり、月次支援金の対象になります。これによって一月20万円の支援金が経済産業省の仕切りでもらえるわけでありまして、それにはもちろん農家さん、漁師さん、小売業、タクシー、ありとあらゆる業種、全ての業種と言っても過言ではないですけども、それが入り、今回の緊急事態宣言の影響を受けた業種全てがカバーされるということなので、こちらを申請してもらおうということだというふうに思っております。しかしながら、町が逆に支援金を出した場合、この対象が対象外になってしまうものですから、これに関しては月次支援金を有効に活用するのが一番いいのではないかというふうに考えているわけです。いずれにしましても、先ほど課長からも答弁しましたが、プレミアム商品券、まずは一刻も早くワクチンを打って、社会を鎮静化させて、人出を出しても大丈夫だというふうになった時期を見据えて、プレミアム商品券の発行をするというために予算を残しているということでございますので、そういうふうな方針でやっていきたいということでございます。

○16番（山本正行君） 今町長からあったとおり、国の月次支援金、私もこれ調べさせていただきました。そうしたら、前年度売上げ対比で減少率50%だとか条件合えば、法人であったら20万円、個人であれば月10万円というような形で支給対象に漁師も農家の方も当然なってくると。それも当然分かります。そして、道の協力支援金については町が行っている9,000円から2万5,000円の上乗せ分の、これの支援金の問題も当然、簡単に言うと1日当たりの売上げが8万3,330円以下の場合は道

から2万5,000円と町から9,000円で、合わせて3万4,000円出ますよと。これも非常にいい制度だというふうに思っております。ただ、今町長が言っているとおりで考えたときに、全ての業者が月次支援金と道の協力支援金でクリアされるのかというふうに思ったときに多分全てはクリアにならないと思うのです。ところが、クリアにならない人方に対する支援というのもそうしたら何かあるかといえば、今もうないのです、国のほう。そうなったときに、岩内の例を取って今私も話をしておりますが、これがベストかどうか別にして、もし今後の状況を踏まえて考えるとすれば、ここで、この段階で国の月次支援金と道の支援金があればほとんど対象になって、問題ないのではないかという形で終わらすのではなく、やはり再度そういうことを含めて、漏れる業者がないのかも含めて確認をしていただきたいなというふうに思います。

そして、それが商工会議所あたりに聞いて分かるのかどうかという問題も私もちょっと引っかかるところあるのですが、ただ私の思いは少しでもこの緊急事態宣言に伴って目立った支援を受けられないで苦しんでいる業者がいるようであれば、何らかの支援策が取れないものかというのが今回の私の思いでありますので、それについても一度よろしく申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

支援金に関しては国の月次支援金、そこから漏れる場合は道の特別支援金というのがあって、国と道の2本体制によってありとあらゆる業種をカバーできるような制度設計に現状なっているということでもあります。岩内の例をおっしゃっていましたが、それやった場合は月次支援金の対象から外れてしまうというような状況にもなるということです。これビジネスの話ですから、補助金だけで成り立つビジネスというのは継続性がな

いというふうに捉えられるかもしれませんが、もちろんコロナ禍でも業績上げている企業たくさんあるというような状況です。仮に本当に月次支援金も特別支援金も対象にならなくて、非常に苦しんでいるというところがあるのであれば、個別具体的に相談いただければどのような方策があるか適時アドバイスしていきたいというふうに思っています。

○16番（山本正行君） 内容としては、道の特別支援金の部分について私もちょっと勉強不足だった面もありますので、これについては逆に教えていただきましてありがとうございます。町長、私の思い分かってもらえるということで、そこだけは、簡単に言うところいう支援金制度が分からない人もいるわけだ。だから、そういう人方に対するPRという問題も過去に私もどこかで質問したかも分からないけれども、もっと詳しい窓口があってもいいのかなというのも正直あって、そんないろいろな相談を受けている中での今回の3点目の質問でありますので、そういう町民がいるということ、困っている町民もいるということ、私は申し添えをしながら、この一般質問を終了したいと思います。

終わります。

○議長（中井寿夫君） 山本議員の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明22日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時36分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 8番 白 川 栄美子

余市町議会議員 9番 寺 田 進